

市内障害福祉サービス等事業者 様

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の  
代替的に提供したサービスの取扱いについて

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新聞報道等でご承知かと思いますが、市内にお住いの方で、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されております。

つきましては、本市の障害福祉サービス等事業所の代替的に提供したサービスの取扱いを以下のとおりとしますのでご連絡いたします。

記

1 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日事務連絡）」の取扱い

- (1) 職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所等での支援を避けることがやむを得ない場合に居宅等においてできる限りの支援の提供※を行った場合は報酬の対象とすることを可能とします。

※居宅等においてできる限りの支援の提供

…事業所が居宅への訪問、感染の拡大を抑制するため、音声通話、Skype その他の方法で利用者の健康管理や相談支援などの実施。

また、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとしてください。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」等については基本的に算定できません。

- (2) 対象期間  
令和2年3月28日以降 当面の間

- (3) 対象サービス  
全サービス

(放課後等デイサービスに関しては、以下の通知も参考にしてください)

- 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日事務連絡）」
- 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（令和2年3月3日事務連絡）」
- 「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービ

スに係るQ & Aについて（3月24日版）（令和2年3月3日事務連絡）」

## 2 「感染拡大警戒地域」となった場合の対応について

（「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する障害児通所支援事業所の対応について（令和2年4月2日事務連絡）」）の取扱い

（1）市は、感染拡大警戒区域に指定※された場合、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施するあるいは、児童や職員が感染した場合や地域で著しく拡大している場合で、事業所への通所サービスの提供を縮小して実施することも困難なときは臨時休業することを検討します。

事業所への通所サービスの縮小又は臨時休業する場合でも、電話や訪問などにより、放課後等デイサービス事業所等が児童の健康管理や相談支援等を行う場合には、報酬対象とすることを可能とします。

※感染拡大警戒地域に指定された場合は、全事業所へ連絡します。

（2）対象期間

「感染拡大警戒地域」と指定された日以降 当面の間

（3）対象サービス

障害児通所サービス

## 3 その他

（1）共通の注意事項

①こうした健康管理や相談支援等を行うことにより、通常のサービス利用とみなされ利用者負担が発生することについて、利用者、保護者へ説明するとともに、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と利用者、保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに注意してください。

② 健康管理や相談支援等の内容について、記録（いつ、誰に、誰が、どのようなことをしたか）を残してください。

（2）国通知等について

市ホームページに、障害福祉サービス事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する情報を掲載していますので、ご確認ください。

### 【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課 指導グループ  
電話 4 5 7 - 2 8 6 0